

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		水洗便所改造資金貸付決定の取消
根拠条例・規則等名		さいたま市水洗便所改造資金貸付条例
条 項		第 1 1 条
所 管 部 課		建設局 北部建設事務所 下水道管理課 (電話：048-646-3249) 建設局 南部建設事務所 下水道管理課 (電話：048-840-6248)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付の決定を取り消し、又は貸付金の全部又は一部を期限前に償還させることができる。 (1) 虚偽の申請その他不正な手段により資金の貸付を受けたとき。 (2) さいたま市水洗便所改造資金貸付条例の規定に違反したとき。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 年 月 日 最終改正
備 考		